

千葉商科大学同窓会総会（本部・支部）出席者助成金支給規程

（目的）

第1条 この規定は、千葉商科大学同窓会（以下「同窓会」という。）の目的である「会員相互の親睦と母校の発展に寄与する」ため、正会員（卒業生）に対して積極的な同窓会活動への参画ならびに新規維持会員の増強を図ることを目的として、助成金を支給することについて定める。

（内容）

第2条 当助成金支給については、同窓会会則第15条に定める総会または、同会則21条に定める都道府県支部が開催する支部総会にはじめて出席された正会員1名に対し、以下の金額を助成金として支給する。支給対象者については第3条にて定める。

支給金額：5,000円

（支給対象者）

第3条 この規定に定める支給対象者は以下の通りとする。

- (1) 正会員のうち、過去に維持会員になったことがない者
- (2) 同窓会会則に第21条ならびに第22条に定める団体に所属している者
但し、同窓会本部が承認している団体に限る
※都道府県支部、卒業年次（同期会）、サークル等瑞穂会、特定団体

（申請）

第4条 当助成金支給を受ける際は、前条(2)に定める団体経由で、所定の申請書を同窓会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

（審査）

第5条 事務局は、提出された申請書の記載内容ならびに総会・支部総会の出席事実を確認する。申請・確認内容に不備がない場合、常任理事会に承認を諮るものとする。

（承認）

第6条 常任理事会において、事務局から提出された申請内容を審議承認する。

（通知）

第7条 事務局は、常任理事会で決定した申請可否を申請団体に通知する。

（支給手続き）

第8条 事務局は、申請書に記載された団体口座に対し、支給決定月の翌々月末までに助成金を支給する。なお、振込にかかる手数料は本部負担とする。

(取り消し)

第9条 助成金支給に対して、以下の内容に該当する場合は、支給決定後であったとしても申請・承認を取り消すものとする。また、助成金がすでに支給されている場合には、団体から支給金額の返金を行うものとする。

(1) 申請された内容に虚偽が発覚した場合

(2) 支給対象者が所属する団体の活動に実態がない場合、または同窓会会則に定める団体としての役務が果たされない場合

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会、理事会の審議を経て、総会において出席維持会員（委任出席も含む）の3分の2以上の賛成をもって可決する。

付 則

1. この規程は、令和7年11月3日から施行する。
2. 2. なお、令和7年11月3日に開催される総会については、同日当該規程案が承認可決されることを条件に、助成金支給対象とみなす。